

# 富士常葉大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構



## I 認証評価結果

### 【判定】

評価の結果、富士常葉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

### 【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

### 【条件】

特になし。

## II 総評

建学の精神、大学の基本理念及び大学の使命・目的は、あらゆる機会と媒体を通して学内外にその周知徹底を図っている。

3 学部 3 学科 1 研究科から成る教育研究組織は、大学の使命・目的に照らして適切に組織され、学長、部長会、合同教授会、教授会、学部会議、各種委員会など意思決定過程も明確であり、運営組織として整備されている。

各学部学科とも教育目的を明示するとともに、コース制（履修モデル）を設けて、学生が目標を持って学ぶことができるよう工夫をしている。学生の授業評価アンケートと教員の授業レポートをもとに、教育目的の達成状況を点検・評価し、教育改善にも努めている。

ゼミ担任による学生の個別指導を 1 年次から 4 年次まで継続的に実施し、学生の学習支援を効果的に行っている。学生サービス体制も整備して適切に運営している。就職支援については、キャリア開発センターを設置し、支援体制の整備に取り組んでいる。

教員の採用は公募制により行い、透明性が確保されている。また、昇任の基準も定量的かつ客観的で概ね適切である。教育研究予算は、規定に基づき公平に配分されている。外部資金を申請した教員に対しては特別研究費を支給するなど、活性化にも努めている。環境防災学部では受託研究が多く、外部研究資金の導入が進んでいる。

事務組織は、コンパクトな職員組織のもとで、朝礼を定例化して職員の交流、情報の共有化を図り、効率的な事務の遂行を可能にしている。

また、平成 21(2009)年度から常務理事会を設置して、大学と法人との機動的な運営の強化を図っている。学長が理事長を兼任していることから、大学の教学部門の意向が大学運営に反映されており、学長のリーダーシップのもとで意思決定を迅速に行える体制となっている。

消費収支計算書関係比率も過去 5 年間を通じて適正な数値であり、平成 15(2003)年度以降、収入超過の状況にあることから、財務状況は健全化の傾向にある。会計処理は、規程などに従い適切に処理されている。中でも監査室による内部監査は、管理運営及び業務効率の向上に寄与している。財務情報については、学園広報紙やホームページに財務三表、財産目録、事業報告書及び監査報告書を掲載するなど、積極的な公開に努めている。

教育研究施設などでは、立地の特徴を生かして整備、充実を図ってきており、その維持運営は適切に行っている。バリアフリー対策も大学開設時から対応を進めており、学内を車椅子で移動できるなどの配慮がなされている。

また、大学が富士市に位置することから、地域社会に対して「地域防災指導者養成講座」を長年にわたり実施するなど、学部の特徴を生かした取組みを行っている。社会環境学部を中心に教養セミナーなどで災害地へ学生を派遣する一方、保育学部では知的障害児施設で定期的に「遊び・学習ボランティア」を実施するなど、学部学科の特徴を生かしたボランティア活動を積極的に奨励している。

組織倫理に関しては、諸規程を整備し、会計監査とともに業務監査を実施するなど、教職員への法令遵守の徹底に努めている。危機への対応についても、部長会を意思決定機関として必要な危機管理体制の整備も行っている。

更に、教職員手作りの環境 ISO 活動、棚田保全ボランティア、「ふじとこ未来塾（学生自主企画支援事業）」など、設置学部の専門性や地域の特性を生かした取組みを通じて、地道に大学の教育理念の具体化に努めている。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 【判定】

基準 1 を満たしている。

##### 【判定理由】

「知徳を兼備して豊かな情操と不屈の精神をもつ有為な人材の育成」を建学の精神として学則にも明示し、更に「持続的発展が可能な 21 世紀社会の構築」を大学の基本理念とし、あらゆる機会と媒体を通してその周知徹底に取り組んでいる。

特に、建学の精神については、教職員、新生及びその保護者などに対して、新任研修、入学式などを通じて周知しているほか、教職員の給与袋にも記載するなど、さまざまな機会をとらえて徹底を図っている。

また、大学の基本理念についても、学生生活ガイドや大学案内などの出版物及びホームページなどによって、学内外に広く理解を求める努力を行っている。

大学の使命・目的については学則に定め、学生へのガイダンスや教職員への規程集の配付などを通して周知するとともに、教育課程の編成や環境 ISO 活動、地域連携活動などを通して理念の具体化にも取り組んでいる。

#### 基準 2. 教育研究組織

##### 【判定】

基準 2 を満たしている。

**【判定理由】**

教育研究組織は適切に組織されている。総合経営学部、環境防災学部、保育学部は、大学の使命・目的に合致したものであり、地域のニーズに根ざしたものである。更に、「風土工学研究所」「環境防災研究所」「社会災害研究センター」の3つの研究所及びセンターが設置され、教育・研究を支援する附属機関として機能している。

教養教育については、教務委員会のもとに教養教育プロジェクトを設け、全学的検討を踏まえて運営に当たっている。初年次教育、入学前教育のプロジェクトやFD委員会、各学部内のカリキュラム改革プロジェクトなどの諸活動により、教育内容の充実も図られている。

大学の運営組織としては、学長、部長会、合同教授会、教授会、学部会議、各種委員会、各種プロジェクトなど、必要な意思決定機関などが設置されており、意思決定過程も規程などで明確に定められ、整備されている。

**基準3. 教育課程**

**【判定】**

基準3を満たしている。

**【判定理由】**

各学部・学科とも教育目的を学則に明示するとともに、教育課程の編成に当たってコース制（履修モデル）を設けて、学生が目標を持って学ぶことができるよう工夫している。ただし、大学院環境防災研究科においては、人材養成の目的が学則に明記されていないので、早急に定める必要がある。

また、少人数教育、実学重視などの実践は、きめ細かく丁寧な取組みとなっている。「教養セミナー」「ゼミナール」を1年次から4年次まで一貫して10～20人程度で行っているほか、「資格取得褒章制度」を設けて資格取得を奨励し、野外活動などでも実績をあげるなど、実学重視の教育は学生の意識を高めるものとなっている。

各学部の教育課程の編成は、コース名称の見直し、開設科目の整理、専門科目のより体系的な配置など、改善すべき課題について既に検討が進められている。

学生の授業評価アンケートと教員の授業レポートをもとに、教育目的の達成状況を点検・評価し、教育改善にも努めている。

**【改善を要する点】**

- ・大学院設置基準では、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則などに定め、公表することとなっているが、人材の養成に関する目的が定められていないので、早急に改善が必要である。

**基準4. 学生**

**【判定】**

基準 4 を満たしている。

**【判定理由】**

推薦試験、奨学生入試、一般試験、AO 入試など、多様な入試が適切に行われている。アドミッションポリシーは、学部学科、研究科ごとに定められており、さまざまな広報活動の機会を通じて、詳細に説明されている。

また、学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されている。ゼミナール担当教員による学生の個別指導が、1 年次から 4 年次まで継続的に実施され、学生への学習支援が効果的に行われている。保護者懇談会への参加者数も多く、保護者と連携した学習支援体制の充実が図られている。

学生サービス体制も整備され、適切に運営されている。現状では学生相談員の体制が必ずしも十分ではないが、対策は既に講じられている。就職支援については、キャリア開発センターを設置し、キャリアガイダンス、「就職支援対策講座」、資格取得支援など、キャリア教育のための支援体制が整備されている。

**【参考意見】**

- ・学生相談室が、人通りの多い場所にあり、相談員の出勤日も少ない。また、相談に訪れた学生に関する情報を指導のために共有する際、明確なルールがなく、プライバシー保護の観点から問題がある。学生相談室の体制の適切な整備が望まれる。

**基準 5. 教員**

**【判定】**

基準 5 を満たしている。

**【判定理由】**

専任教員数及び教授数は、設置基準を満たしており、適切である。年齢構成に一部偏りがあるものの、教員の配置は概ね適切である。

教員の採用は公募制により行われ、透明性が確保されている。昇任の基準は「大学教員業績評価基準表」として定量的かつ客観的に定められ、適切に運用されている。ただし、大学と短期大学が同一基準となっている点は、改善が求められる。

教員の授業担当時間は、概ねバランスがとれており、適切である。教育研究予算は、規定に基づき、公平に配分されている。また、外部資金を申請した教員に対して特別研究費を支給するなど、競争原理を取入れた研究費配分を行っており、活性化に努めている。環境防災学部では受託研究が多く、外部研究資金の導入が進んでいる。

更に、同僚による授業参観や、常葉学園全体で行う授業力向上強化月間、FD(Faculty Development)講演会、他大学への視察など、組織的な FD 活動にも積極的に取り組んでいる。

**【優れた点】**

- ・環境防災学部の受託研究の件数が多く、学外からの研究費の比率が極めて高くなってお

り、高く評価できる。

**【改善を要する点】**

- ・教員の任用規程が、大学と短期大学とで同一となっているので、規程の上で、教員の任用基準を明確に分けるよう、改善が必要である。

**基準 6. 職員**

**【判定】**

基準 6 を満たしている。

**【判定理由】**

職員組織の編制は組織規程などにより適切に規定されている。職員の採用、配置、昇任、異動などの人事については、法人本部が一括して適切に取扱っており、教育活動や研究活動の支援を行っている。また、平成 22(2010)年 4 月からは職階制度を導入し、昇任、異動において適材適所、将来の幹部職員の育成などに配慮している。大学事務組織は、「事務分掌規程」に規定する業務に対応することを主眼とし、コンパクトな職員組織のもとで、大学業務の遂行を可能にしている。ただし、学生課や国際交流室、研究支援室における職員の配置状況は、それぞれの部署の業務及び果たすべき役割の重要性の観点から、一層強化する必要がある。

就業規則において、研修を明確に位置づけ、年度当初には必要に応じて「教育方針実施要領」を定めて職員研修を計画している。毎年 9 月と 3 月には外部講師を招へいし、全教職員を対象とした講演会を開催するほか、法人全体として、初任者の研修計画をはじめ、事務職員の資質・能力の向上のための SD(Staff Development)活動も行われるなど、職員の研修に組織的に取り組んでいる。

**基準 7. 管理運営**

**【判定】**

基準 7 を満たしている。

**【判定理由】**

理事長が学長を兼任しているほか、平成 21(2009)年度から理事長及び副理事長 2 人と常務理事 2 人で構成される常務理事会を設置し、毎週開催することで、大学と法人との連携・運営においても機動的な運営ができるよう、体制が強化されている。また、学長が理事長を兼任していることから、大学の教学部門の意向が大学運営に反映されているほか、学長のリーダーシップのもとで大学としての意思決定が迅速に行える体制となっている。

学園内の事務局長、事務部長、事務長で構成する「学園事務打合せ会」を定期的を開催することにより、事務部門と教学部門の調整・連携を図っている。更に、大学運営に関わる業務を教員に分担させ、その責任を明確にしているほか、毎週開催される「部長会」には

必要に応じて担当部署の職員を陪席させ、事務部門と教学部門の情報の共有化を図り、諸般の課題に迅速に対応する体制を整えている。「所属上長会議」「学園連絡会」「打合せ会」は、理事長の職務執行に関する連絡調整機能を果たしているが、より実効性のある機能を持たせるために組織の見直しなどの整備が必要である。

平成 12(2000)年度の開学以来、「自己点検・評価運営委員会」を設置し、大学独自の自己点検・評価に取組み、その結果を受けて、各担当部門は個々に改善・向上を図ってきた。平成 22(2010)年度には自己点検・評価を担当する組織及びシステムを整備して対応に当たるなど、実施体制の見直しも行っている。これまでの自己点検・評価活動の成果として、「平成 15 年度 自己点検・評価報告書」「平成 20 年度 教務に関する年次報告」を作成し、ともにホームページ上で公開している。

## 基準 8. 財務

### 【判定】

基準 8 を満たしている。

### 【判定理由】

法人としては、繰越消費収支差額が支出超過であり、財政的な中・長期の計画策定も十分とはいえないが、今後の施設設備更新に要する財源として「財政調整資金引当特定資産」を準備し、現金預金を含む流動資産も安定して保有している。

大学においては、平成 22(2010)年度に改組し、名称変更を行った学部を除いて、入学定員を確保し、その消費収支計算書関係比率も過去 5 年間を通じて適正な数値であり、平成 15(2003)年度以降、収入超過の状況にあることから、財務状況は、健全化の傾向にある。

会計処理については、規程などに従い適正に処理されている。予算は、予算編成方針により策定されており、事業計画の変更に伴う補正予算の編成も適正に行っている。監査機能は、監事、監査法人及び監査室が連携・協力を図りながら実施しており、特に監査室による内部監査は、管理運営及び業務効率の向上に寄与している。

財務情報の公開については、学生、保護者及び教職員など学校関係者に配付している学園広報紙やホームページに法人全体の資金収支計算書などの財務三表、財産目録、事業報告書及び監査報告書を掲載するなど、積極的な公開に努めている。

附属の「風土工学研究所」及び「環境防災研究所」における研究活動は、受託研究費を主とした外部資金獲得に貢献している。更に、科学研究費補助金をはじめとする公的外部資金を申請した教員に対しては、特別研究費を支給するなどの積極的な取組みを実施している。

## 基準 9. 教育研究環境

### 【判定】

基準 9 を満たしている。



**【判定理由】**

校地、校舎ともに設置基準に定める基準面積を満たしている。また、教育設備環境にその立地の特徴である自然環境を生かしながら、施設設備の整備、充実が図られており、維持、運営も適切に行われている。講義室のマルチメディア機器の整備をはじめ、情報教育設備についても変化する情報通信環境に対応するため、ソフトウェアを含めた更新、補充に努めている。附属図書館では、最終授業時間終了後も利用者へのレファレンス・サービスを行っている。

施設の安全性については、昭和 56(1981)年の建築基準法以前の建物を保有していないことから、耐震対策の必要は無く、アスベストもキャンパス内では使用されていない。バリアフリーも大学開設時から対応を進めており、校舎も渡り廊下で連結され、車椅子での移動が可能である。

教育研究環境の整備状況については、学生の要望や満足度を「学生生活アンケート」の実施により把握、検証しながら、環境整備の改善に努めている。

**基準 10. 社会連携**

**【判定】**

基準 10 を満たしている。

**【判定理由】**

大学は、富士市に位置することから、「地域防災指導者養成講座」を長年にわたり実施し、地域防災に関する取組みを積極的に行うなど、人的資源が社会に提供されており、学部の特性を生かした取組みを行っている。また、講座などの運営についても組織的に行っている。更に、教室、図書館など多くの施設を積極的に開放している。

富士商工会議所ビジネス交流会「知恵の輪」のアドバイザーとして、教員を派遣するなど、教育研究上において企業と適切な関係が構築されている。

高等学校 20 校と高大連携に関わる協定を締結や中央省庁、地方自治体などからの各種講演会の依頼に積極的に応えるなど、大学が公私協力方式で設置された経緯もあり、地域社会との協力関係が構築されている。更に、社会環境学部を中心に教養セミナーなどで災害地、富士山下草刈りへの学生派遣の実施、また、保育学部では公立の知的障がい施設で定期的に「遊び・学習ボランティア」を実施するなど、学部学科の特性を生かしたボランティア活動を奨励し、体制も整備している。

**【優れた点】**

- ・社会環境学部の人的・知的資源を活用した「地域防災指導者養成講座」は、学部の特性を生かした取組みとして高く評価できる。

**基準 11. 社会的責務**

**【判定】**

基準 11 を満たしている。

**【判定理由】**

組織倫理に関する諸規程を整備し、内部監査のための組織を設け、会計監査とともに業務監査も実施するなど、教職員に対して法令遵守が徹底されるように努めている。また、人権侵害、各種ハラスメントの防止については、ガイドラインを定め、パンフレット、大生活ガイド「ヴォランチ」、ホームページに掲載し、教職員、学生への周知を図ることで、ハラスメント防止に向けて意識の高揚を図っている。

危機への対応については、部長会を意思決定機関とし、事務局長以下学生部学生課が緊急対応の実務を担当するなど、必要な危機管理体制を整備している。また、学内に「防災委員会」を設置し、「富士常葉大学危機管理規程」を定めて、自然災害、人為災害発生時の危機管理に当たっている。更に、地元警察との連携により、交通事故や薬物乱用の防止に努めている。

広報活動については、全て学生部入試広報課が取りまとめて行っており、広報担当委員による定期的なチェックを行うなど、広報活動に関する体制を整えている。更に、ホームページの改善に着手し、広報機能の強化を図っている。そうした体制のもとで、「常葉学園だより」「クローズとこは」などによる学園広報によって、学園全体で教職員間の情報の共有化を図っているほか、「研究紀要」「環境防災ニュースレター」などを通じて、教育研究成果を適切に学内外に広報している。

